

# 学校の教育活動と著作権

## 入門編

### 1. 著作権とは？

高度情報通信社会の進展する中で、学校現場においては、教材等のデジタル化、インターネットを利用した学習情報の収集や学校情報の発信等、教育情報のネットワーク化が急速に進んできた。教育活動のすべての面において、多種多様な著作物を当たり前に創作したり、頻繁に利用したりするようになってきました。このため、著作権を無意識に侵害したり、反対に自分の著作権が侵害されても気づかないことが危惧されるようになってきました。

このような状況がますます加速していくことは明らかで、すべての教育関係機関において、多量の印刷刊行物やデジタル刊行物(コンテンツ、ページ等)が作成・配布されていくことによって、教育と著作権等との関わりは大きな課題となっています。

著作者の権利としての著作権は、日本国憲法における国民の権利(人権)にもとづき、著作権法によって規定されています。

著作権法では、第2条第1項第1号において「著作物」を「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と定義しています。ここでいう「創作性」とは、作品として高い評価を受けたかどうかということではなく、著作者の個性が創作行為に表れていればよいと解されますので、教師が作成した教材だけでなく、幼児や児童生徒が描いた絵や文章であっても著作権が発生し、それを創作した人は著作者としての権利を有することになります。

著作物の例として、著作権法第10条では次のようなものを掲げています。

- 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 音楽の著作物
- 舞踊又は無言劇の著作物(振り付けの保護)
- 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物(書や漫画も含む)
- 建築の著作物(芸術的な価値の保護)
- 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- 映画の著作物(ビデオも含む)
- 写真の著作物
- プログラムの著作物

なお、次にあげるものは著作物であっても、著作権がありません。

憲法そのほかの法令（地方公共団体の条例、規則も含む。）

国や地方公共団体又は独立行政法人の告示、訓令、通達など。

裁判所の判決、決定、命令など。

上記の翻訳物や編集物で国、地方公共団体又は独立行政法人の作成するもの

## 2. 著作者の権利とは？

著作者の権利について、社団法人著作権情報センター発行の「はじめての著作権講座～著作権って何」（平成14年4月）には以下のように述べられています。

著作者の権利は、人格的な利益を保護する**著作者人格権**と財産的な利益を保護する**著作権（財産権）**の2つに分かれています。

著作者人格権は、著作者だけが持っている権利で、譲渡したり、相続したりすることはできません（一身専属権）。この権利は著作者の死亡によって消滅しますが、著作者の死後も一定の範囲で守られることになっています。

一方、財産的な意味の著作権は、その一部又は全部を譲渡したり相続したりできます。ですから、そうした場合の著作権者は著作者ではなく、著作権を譲り受けたり、相続したりした人ということになります。

### 【著作者人格権】

#### 公表権

自分の著作物で、まだ公表されていないものを公表するかしないか、するとすれば、いつ、どのような方法、形で公表するかを決めることができる権利のことです。

#### 氏名表示権

自分の著作物を公表するときに、著作者名を表示するかしないか、するとすれば、実名か変名かを定めることができる権利のことです。

#### 同一性保持権

自分の著作物の内容又は題号を自分の意に反して勝手に改変されない権利のことです。

### 【著作権（財産権）】

#### 複製権

印刷、写真、複写、録音、録画などの方法によって著作物を有形的に複製する権利のことです。

#### 上演権・演奏権

著作物を公に上演したり、演奏したりする権利のことです。

#### 上映権

著作物を公に上映する権利のことです。

#### 公衆送信権・伝達権

著作物を自動公衆送信したり、放送したり、有線放送したり、また、それらの公衆送信された著作物を受信装置を使って公に伝達する権利のことです。

自動公衆送信とは、サーバーなどに蓄積された情報を公衆からのアクセスにより自動的に送信することをいい、また、そのサーバーに蓄積された段階を送信可能といいます。

#### 口述権

著作物を朗読などの方法で口頭で公に伝える権利のことです。

#### 展示権

美術の著作物と未発行の写真著作物の原作品を公に展示する権利のことです。

#### 頒布権

映画の著作物の複製物を頒布（販売・貸与など）する権利のことです。

譲渡権

映画以外の著作物の原作品又は複製物を公衆へ譲渡する権利のことです。

貸与権

映画以外の著作物の複製物を公衆へ貸与する権利のことです。

翻訳権・翻案権など

著作物を翻訳、編曲、変形、翻案する権利（二次的著作物を創作すること及び権利）のことです。

二次的著作物の利用権

自分の著作物を原作品とする二次的著作物を利用（上記の各権利に係る行為）することについて、二次的著作物の著作権者がもつものと同じ権利のことです。

### 3. 著作権の保護期間は？

原則として著作権は、著作者の死後 50 年経過するまで（映画については 70 年）存続します（共同著作物にあっては、最後に死亡した著作者の死後 50 年経過するまで存続）。団体名義の著作物の著作権は公表後 50 年を経過するまで存続します（著作権法 51 条～54 条を参照）。

したがって、著作権の存続期間の 50 年を経過した著作物は人類共通の財産としてだれでも利用できることになっています。ただし、このことが適用されない場合もありますので、確認をすることが必要になってきます。

また、ドイツ・アメリカなどでは保護期間を 70 年～75 年に延長しているなど、国によっても違いがあります。

### 4. 著作物を利用する時の留意点

基本的に著作物は著作権者に無断で複製することはできませんが、家庭内等で個人的に使用する場合には、その複製が著作権者に断らないでよいという規定が設けられています。

また、デジタル録音・録画機器の登場によって「完全なコピー」ができるようになり、デジタル録音・録画に関する私的録音録画補償金の支払いに関する規定が設けられており、特定機器や特定記録媒体の購入時に、文化庁官から認可を受けた額が加算されています。

著作権 35 法条本文において、「学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。」と規定され、デジタル化を含め複製は可能ということになります。

もっとも、同条の但し書きでは、「ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合はこの限りではない。」とあり、複製できない場合があることが規定されています。つまり、教育を担当する者が授業で使用する場合であっても、「著作物の種類」、「著作物の用途」、「複製の部数」、「複製の態様」という観点から、全て無許諾で行えるわけではないのです。

これについては、社団法人著作権情報センター発行の「学校教育と著作権」で具体的に次のような事例をあげています。

「著作物の種類」という観点からは、美術、音楽等の著作物について、そのものを生徒に鑑賞させるためにカラーコピーや録音テープなどの複製物を作成して配布するような場合には、著作権者の利益を不当に害するものと考えられ、許諾が必要な複製行為であると思われれます。

「著作物の用途」という観点からは、本来の用途として授業の中で使用することを目的として作成されているようなワークブック、ドリル、教育用コンピュータ・ソフト、教育ビデオなどを複製することについても、許諾が必要な行為といえるでしょう。

「複製の部数」という観点では、全校生徒の人数分の複製物を作成することは問題になると考えられます。

「複製の態様」という観点から、活版印刷して製本するなど、永久保存に耐えるような複製については、やはり問題です。

いずれにしても、「授業の過程における使用に供することを目的とする場合」に限り、しかも、「必要と認められる限度」において著作権者の権利を制限しているものであり、安易に拡大解釈をとることのないように気をつけたいものです。

## 5. インターネットを利用する時の留意点

他サイトのページを自由にリンクできる Web は、ネットワークの大きな特徴の 1 つとなっています。現在、「勝手にリンクを張らせない権利」というのは著作権法上の規定にはありません。ただし、リンクして開かれた他サイトのページを自分のサイトの一部であるかのように表示することは著作権法の同一性保持権に触れるおそれがあります。

また、他のサイトにリンクを張るときは、そのページに書いて、あるリンクに関するサイト管理者の希望を尊重しリンクについての指示が何もない場合でも、管理者と連絡をとっておいた方がトラブルを未然に防ぐことができると考えられます。「リンク集」を掲載する場合は、具体的なルールを示すことが求められています。

これらは、コンテンツやページの作成において、ネチケットとして十分気をつける必要があります。

## 6. 学校と著作権の Q & A

Q 幼児児童生徒の作品にも著作権がありますか？

A 著作権法では、第 2 条第 1 項第 1 号において「著作物」を「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と定義しています。ここでいう「創作性」とは、作品として高い評価を受けたかどうかということではなく、著作者の個性が創作行為に表れていればよいと解されますので、教師が作成した教材だけでなく、幼児や児童生徒が描いた絵や文章であっても著作権が発生し、それを創作した人は著作者としての権利を有することになります。授業の中で教師が指導して作成した作品でも同様に考えられます。

Q 学校で昼休みの時間に BGM として CD を使って音楽を流したいのですが、著作権者の許諾を得る必要がありますか？

A 適法に作成された録音物の再生演奏について演奏権が及ぶのは、営利事業に利用する場合のみとなっています。従って、学校で昼休みの時間に BGM として CD を使って音楽を流すということについては、許諾を得る必要はありません。ただし、無断で CD 等を複製して流す場合は、複製権の侵害となります。

Q 職員会議の中で説明するための資料として、新聞の一部分をコピーして配布したいのですが、著作権の侵害になりますか？

A 職員会議の資料として教職員に配布する場合には、私的使用の範囲を超えていますので著作権者の許諾を得る必要があると考えられます。

- Q 放送された教育番組を録画し、授業でいつでも使用できるようライブラリー化したしたいのですが、教育のための複製として認められますか？
- A 授業を直接担当する教員は、授業の中で使用するために著作物を複製することは認められています。しかし、録画した歴史の教育番組を将来授業で利用することを想定してライブラリー化して保存するような利用形態は必要と認められた限度を超えるもので複製権の侵害となります。
- Q 著作物の利用について、具体的な問い合わせ先を教えてください。
- A 著作物を利用する際、具体的な疑問が生じた場合には、法律の専門家に御相談されるか、著作権関係団体に問い合わせされることをお勧めいたします。
- |       |                       |              |
|-------|-----------------------|--------------|
| 著作物全般 | 社団法人著作権情報センター（CRIC）   | 03-5353-6921 |
| 音楽    | 社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC） | 03-3481-2121 |
| 文芸    | 社団法人日本文芸著作権保護同盟       | 03-3265-9658 |
| 脚本    | 協同組合日本脚本家連盟           | 03-3401-2304 |
| レコード  | 社団法人日本レコード協会（RIAJ）    | 03-3541-4411 |
| 実演家   | 社団法人日本芸能実演家           | 03-5353-6600 |
| 放送    | 日本放送協会（NHK）           | 03-3465-1111 |
|       | 社団法人日本民間放送連盟          | 03-5213-7717 |
| ビデオ   | 社団法人日本映像ソフト協会（JVA）    | 03-3542-4433 |
| 出版    | 社団法人日本書籍出版協会          | 03-3268-1301 |
| 美術    | 社団法人日本美術家連盟           | 03-3542-2581 |
| 写真    | 日本写真著作権協会             | 03-3265-7451 |
| 教育映画等 | 社団法人映像文化製作者連盟         | 03-3501-0236 |
- Q 運動会等で、プラカードや応援旗などに人気漫画のキャラクターを描く場合、著作権者の許諾を得ておく必要がありますか？
- A この事例は、児童生徒が自ら複製するような場合で、しかも、プラカード等に著作物を複製することが教育の目的達成のために必要とは考えにくいと思われます。著作権法では「教育を担任する者及び授業を受ける者」が、「必要と認められる限度において」著作物を複製する場合に著作権者の許諾を得る必要はないとしているので、運動会、文化祭等のプラカードや看板、あるいはポスター、チラシ等に人気漫画やアニメーションのキャラクターを描く場合には、やはり、著作権者の許諾を得る必要があります。
- 同じような例として、学園祭などで、人気ミュージシャンの曲を演奏するコンサートを生徒が企画し、その場合に入場料を取ることにしても、著作権法第 38 条から、その上演又は演奏が非営利の事業として行われ、聴衆又は観衆から上演又は演奏の鑑賞の対価を取らないという部分に明らかに反すると思われるので、著作権者の許諾が必要になります。
- Q アニメのキャラクターを使った児童の図工作品を展覧会に出品するとき、著作権の問題はありますか。
- A 基本的にはキャラクターの著作権者の許可が必要です。学校の授業の中で必要な範囲であれば、先生や児童・生徒が、公表されている著作物を、著作権者の了解を得なくても複製することができます。しかし、一般の人も見ることができるよう展覧会に出品することは、授業の中で許される範囲を越えると考えられます。
- Q 市販の様々な問題集から適当に問題を集めて問題集を作り、これを授業中に生徒に配布することは問題ありませんか。

- A 著作権者の了解なしにはできないと考えてください。  
学校の先生が自分の授業で他人の著作物を複製して利用することは、一定の条件の下に著作権者の了解なしにできることになっています(第35条)。しかし、質問の場合、市販の問題集というのは、同年代の児童生徒の使用を目的に販売されているものであるので、例え学校の授業で利用する目的であっても、「著作権者の利益を不当に害する」場合に該当し、著作権者の了解なしに利用できないと考えられます。
- Q テレビで放送された教育番組をビデオに録画して、翌日の授業の中で生徒に見せる場合、著作権の問題がありますか。
- A 問題ありません。著作権法では、学校などの授業のために必要な範囲内で、先生や授業を受ける者が、公表された著作物を複製することが認められていますので、授業で使うためにテレビ番組を録画することも可能です(第35条)。また録画した番組を再生して生徒に見せることは、一般に映画の著作物の上映にあたりますが、非営利、無料の上映は、著作権者の了解を必要としないことになっています(第38条第1項)。なお、テレビの番組を録画することについては、著作権とは別に、番組を放送した放送事業者や、実演家等の著作隣接権も関係することになりますが、著作権と同様の取り扱いになっていますので、学校の授業のためであれば、やはり著作隣接権者の了解が要らないことになっています。
- Q 学校の教師ですが、クラスの班ごとに相談させて、生徒に修学旅行の資料を作らそうと考えていますが、その際に市販の旅行関係書籍やインターネットから得た資料を使うことは、著作権の問題がありますか。
- A 一般的には問題ありません。  
児童生徒等の学習者が授業で使うため他人の著作物を複製して利用することは、一定の条件の下に著作権者の了解なしにできることになっています(第35条)。修学旅行も授業と考えられますので、班ごとに作成する資料に他人の著作物を複製する場合は、一般的にはこの範囲内の利用と考えられます。
- Q 学校の教師ですが、業者が副読本の見本をたくさんくれたので、その中から必要なものを抜粋して、生徒用の参考資料集を作ろうと思っていますが、著作権の問題はありますか。
- A 著作権者の了解が必要です。  
学校の先生が自分の授業で他人の著作物を複製して利用することは、一定の条件の下に著作権者の了解なしにできることになっています(第35条)。しかし、「著作権者の利益を不当に害する」場合は除かれますので、副読本のように、学校で購入することを目的としている著作物は、例え授業で利用する目的であっても、著作権者の了解なしに複製することはできません。
- Q 生徒がインターネットから印刷した絵やデザインを使って発表資料や作品を作る場合、著作権の問題はありますか。
- A 授業の中で発表するためであれば、問題はありません。インターネットに掲載された著作物は公表されたものですから、先生や授業を受ける生徒が、授業に必要な範囲で複製することは、著作権者の了解を得なくてもできます(第35条)。ただし、それらの発表資料や作品を、授業以外の学校行事や展覧会、教科研究会などで利用する場合は、著作権者の了解が必要です。
- Q 入試問題や校内試験に、詩や論文、小説などを利用する際、どのような点に注

意すればよいのでしょうか。

A 入学試験や校内試験の問題として、試験の目的上必要と認められる限度において、著作権者の了解なしに、公表された著作物を複製すること、又は入学試験の場合であってインターネットなどのネットワークを使って試験をする場合は、受験者へ試験問題を送信することができます(第36条)。しかし、利用に当たってはいくつかの点に注意する必要があります。例えば、著作者は、著作物の題名や内容を無断で改変されない同一性保持権(第20条)を有していますので、教育目的上必要な用字・用語の変更(例難しい漢字をひらがなに改める)空白の個所に正しい用語を入れさせる穴埋め問題など、真にやむを得ない場合を除いて、作品を勝手に改変することはできません。また、出所の明示(出典を明記すること)の慣行がある場合には、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、著作物の題名、著作者名などを明示する必要があります。更に、市販の英語のヒアリング教材を使って多数の受験生に送信する場合のように、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、著作権者の了解なしに利用はできません。

Q 運動会の入場行進の際、ブラスバンド部が行進曲の演奏を行なうことは問題がありますか。

A 問題ありません。著作権法では、著作権が存続している曲であっても、営利目的がなく、演奏する人に報酬を支払ったり、それを聴く人から料金を徴収しない場合には、自由に演奏することができることと定めています(第38条第1項)。この場合はそれに当てはまります。

Q 学校の放送部が昼休みの放送の際に市販の音楽CDを使ってBGMを流すことになりましたが、著作権の問題はありますか。市販の音楽CDから編集テープを作って放送する場合はどうですか。

A 放送することは問題ありませんが、編集テープを作ることについては著作権者の了解が必要です。

質問では音楽CDを校内放送で流すことを「放送」という用語を使い表現していますが、著作権法では、同一の建物内における音楽の有線による送信は、「放送」ではなく、「演奏」に該当することになります。非営利・無料・無報酬であれば、著作権者の了解なしに音楽を演奏(音楽CDの再生を含む)することができる(第38条第1項)ことになっていますので、音楽CDを校内放送で流すことは問題ありません。しかし、編集テープを作ることは複製に該当します。学校における利用といっても、授業での利用(第35条第1項)ではありませんから、著作権者の了解が必要となります。

Q 中学校の文化祭でブラスバンド部による演奏会をします。演奏曲目の中にはP O P Sも何曲が入っているのですが、著作権の問題はありますか。

A 一般的に問題ありません。非営利・無料・無報酬であれば、著作権者の了解なしに音楽を演奏することができます(第38条第1項)。なお、この特例は、練習等のために楽譜をコピーして部員に配布することまでは認めていないので、楽譜のコピーについては原則として著作権者の了解が必要です。

Q 学校のホムペ-ジを作るとき、案内図のために地図サイトの地図画像を使いたいのですが、著作権者の許可は必要ですか。

A 必要です。地図は地形や人工物など客観的な事物を表現するものですが、何を選んでどのように表現するかは製作者の創意によるもので、多くの場合、著作物として保護の対象になります。そうした地図を自分のホームページに使うこ

とは、複製や公衆送信、送信可能化にあたるので、著作権者が自由な利用を認めることを明記していない限り、許可が必要です。

Q 学校の運動会の準備をしているのですが、クラスで相談して、連載漫画の主人公を応援看板に描くことになりましたが、何か著作権の問題はありますか。

A 一般的には問題ありません。

児童生徒等の学習者が授業で使うため他人の著作物を複製して利用することは、一定の条件の下に著作権者の了解なしにできることになっています(第35条)。運動会等の特別活動も授業と考えられますので、一般的にはこの特例の適用があると考えられます。なお、運動会が終わったあとも恒常的に掲示するなど当初の目的を超えた利用をする場合は、改めて著作権者の了解が必要です(第49条)。

## 7. 個人情報の保護

近年、経済・社会の情報化の進展に伴い、コンピュータやネットワークを利用して、大量の個人情報が処理されるようになりました。こうした個人情報の取扱いは、今後、益々拡大していくものと予想されますが、個人情報は、その性質上いったん誤った取扱いをされると、個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあります。実際、事業者から個人情報の漏洩事件が相次ぎ、個人情報の売買事件が多発し、社会問題化しているのが現状です。

一部、具体的な事例を以下に紹介します。

- ・ 大手コンビニエンスストアから同チェーンなどで利用できる会員カードの約56万人分の個人情報の漏洩
- ・ 信販会社の会員約8万人分の個人情報の漏洩
- ・ 大手コンビニエンスストアのメールマガジン会員約18万人分の個人情報の漏洩
- ・ 大手消費者金融から約32万人分の個人情報の漏洩
- ・ 国内大手のブロードバンド接続サービス事業者から約460万人分の顧客情報が漏洩
- ・ 大手通販会社からも、数十万件の顧客情報が漏洩の疑い

このような場合、事業者等の責任や情報を盗まれてしまった個人への損害賠償はどのようになっているのか、富士ゼロックスのサイトに紹介されている記事からみてみましょう(<http://www.net-beat.com/>)。

「1998年に京都府宇治市で住民基本台帳データが流出した事件で住民が起こした訴訟では、損害賠償は1人当たり1万5000円(精神的損害1万円と弁護士費用5000円)だったことと照らし合わせると、例えば1万人分の個人情報を盗み出された企業の責任が追求された場合には1億5000万円、10万人分であれば15億円もの損害賠償を支払わなければならない可能性もあります。もちろん、実際に訴訟とならない場合でも、個人情報を流出した企業の多くは会員にお詫びの意味を込めて、500～1000円の商品券を発送するなどの事後対策を取っています。流出した個人情報が数万人分であっても会員全員に商品券を送るとなると、それだけでも多額の費用が発生することになります。日本ネットワークセキュリティ協会の『2002年度情報セキュリティインシデントに関する調査報告書』によると、想定される損害賠償被害額は平均すると1件当たり2億4000万円以上にもなるとされています」

学校における生徒等に関する個人情報の例としては、児童生徒及び保護者の

氏名、年令、生年月日、住所、電話番号、学生番号、受講科目、健康診断結果、成績表、指導要録、内申書、入試の成績及び順位、卒業生の進路、中退届、授業料の納付記録などが考えられます。

沖縄県では、個人情報の取扱いに関して、個人がいただく不安感を取り除くとともに、個人情報の不適正な取扱いによる権利利益の侵害を未然に防止するため、平成6年10月に「沖縄県個人情報保護条例」を制定し、個人情報の保護に努めてきました。

その後の個人情報保護法の制定をはじめとする社会状況の変化から、県は条例を全部改正し、平成17年4月1日から施行しました。

以下、「沖縄県個人情報保護条例」の中から、学校の教育活動とも関連すると思われる箇所を掲載します。なお、全文について確認したい場合には、沖縄県法規集 (<http://www.pref.okinawa.jp/reiki/reiki.html>) をご覧下さい。

第1条(目的) この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第2条(定義) この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

2 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者をいう。

第3条(実施機関の責務) 実施機関は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を講じて個人情報の保護に努めなければならない。

第5条(県民の役割) 県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないようにするとともに、自ら自己の個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとする。

第10条(電子計算組織の結合による提供の制限) 実施機関は、沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められる場合を除き、通信回線による電子計算組織の結合により個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。

第11条(正確性及び安全性の確保) 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その保有する個人情報を正確、完全かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置(以下「安全確保の措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。

第12条(廃棄) 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存されるものについては、この限りでない。

第13条(職員の義務) 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

# 資料編

ここに掲載する資料は、文化庁著作権課が作成した「場面对応型指導事例集著作権教育5分間の使い方」より一部を抜粋したものです。

詳しくは、

<http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/kyouiku/sidoujireishu/index.html>  
をご覧ください。